

平成 26 年度 新事業創出チャレンジ企業支援事業助成金 募集要領

公益財団法人 ひろしま産業振興機構

I 事業の目的

この助成金は、新事業の創出を後押しするため、経営革新に取り組む中小企業者等に対して新技術、新商品・新サービスの発掘に基づく成長戦略の支援強化策として、事業化、市場化段階の事業活動を資金面で支援し、県内産業の活力の創生を図るものです。

II 助成事業の内容

1 助成対象者

広島県内に本店又は主たる事務所を有する中小企業者・創業予定者・企業組合等です。

(1) 中小企業者とは次の表に示す業種ごとに、資本金基準と従業員基準のいずれか一方の基準を満たす者のことです。

業 種	資本金基準	従業員基準
製造業，建設業，運輸業及びその他（下記以外）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ・チューブ製造業・工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下
サービス業（下記以外）	5,000万円以下	100人以下
ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
小 売 業	5,000万円以下	50人以下

※ただし、以下の項目に該当するいずれかの中小企業者は除きます。

- ・発行済株式の総数又は出資金額の1/2以上が同一の大企業の所有に属している者
- ・発行済株式の総数又は出資金額の2/3以上が複数の大企業の所有に属している者
- ・役員の総数の2分の1以上が大企業の役員又は職員を兼ねている者

(2) 創業予定者とは、事業を営んでいない個人であって、広島県内に1カ月以内に新たに事業を開始する具体的な計画を有する者又は2カ月以内に新たに会社を設立して事業を開始する具体的な計画を有する者です。なお、この場合も前記(1)に記載している中小企業者の要件を満たしている必要があります。

※事業開始の確認のため、後日「事業開始の届出」又は「商業登記簿謄本」を提出していただきます。

(3) 企業組合等とは以下に記載する組合・組織が該当します。

イ. 企業組合

個人事業者や志を同じくする法人、会社等が個々の資本と労働力を組合に集中して、ひとつの企業体となって事業活動を行う組織。

ロ. 協業組合

組合員になろうとする中小企業者が従来から営んでいた事業の一部又は全部を協同して経営し、事業規模の適正化による生産性の向上を図ろうとする組合。要件として、組合員は必ず事業者でなければならないこと。4人以上の事業者で組織できるが、組合員は、原則として中小企業者でなければならない。(定款で定めれば組合員総数1/4以内で大企業も加入可。)

ハ. 事業協同組合、事業協同小组合、商工組合、協同組合連合会その他特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、政令で定めるもの

2 助成対象事業

新たな事業分野への開拓を目指す次に掲げる事業。

次の(1)事業化促進事業または、(2)市場化促進事業のいずれかの事業を選択してください。

(1) 事業化促進事業

① 企画調査

- i 市場調査, FS 調査, 特許権等の知的財産に関する調査
- ii 民間企業・公的支援機関及び大学と連携して行う開発計画の策定

② 試作品製造

- i 商品開発のための試作品の作成
- ii 民間企業・公的試験機関及び大学で行う性能・特性測定及び評価

③ 商品改善

- i 市場ニーズに適合した商品デザイン, パッケージデザイン, 商標等の開発

④ ビジネスモデル構築

- i その他経営革新に効果があると認められるビジネスモデルの構築

(2) 市場化促進事業

① 販売計画

- i 商品の広告宣伝, 販売等に関する計画の策定

② 広報活動

- i 新しい販売方法・販売促進のためのツール(インターネットの活用, PR 映像, 新聞・雑誌広告等)の開発
- ii 商品に係る公的な認定, マークの使用許可等の取得

③ 見本市等出展

- i ビジネスプランの発表
- ii 見本市・商談会・展示会への出展

※なお、次に掲げる事業は助成対象になりません。

- (1) 設備投資、販売のための原材料や商品仕入れのための申請とみなされる事業
- (2) 技術的課題の解決を本事業の目的として研究開発を行う事業
(販売を目的とした商品化(量産化)に係る試作、試験は対象となります。)

3 助成対象経費

事業を実施するために必要と認められ、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認されるものに限りです。

消費税及び地方消費税は助成対象になりません。

対象経費区分	内 容	
謝 金	①事業実施に係る外部専門家(大学教授, コンサルタント, デザイナー等)へ支払う謝金 ②市場調査等の実施に係る消費者モニター等へ支払う謝金	
旅 費	①外部専門家(大学教授, コンサルタント, デザイナー等)に支払う旅費 ②消費者モニター等に支払う旅費	
事 務 費	原材料費	試作品等(模型含む)の製造に必要な原材料・副資材の購入に係る経費(ただし, 助成対象期間内に消費するものに限る。)
	機械装置又は測定器具等の借上料	試作品等(模型含む)の製造・改造に必要な機械装置・測定機器等のレンタル料・リース料として支払う経費(ただし, 20万円以内のものについては, 購入費も対象とし, 助成対象期間内に使用するものに限る)
	会議費	研究会等を開催する際の飲料代として支払う経費(酒類, 弁当等食費は除く) ※議事録が必要
	会場借料	研究会等を開催する際の会場費(備品使用料含む)として支払う経費 見本市・展示会等に出展するブース使用料(小間使用料)及び付帯費用(保険料, 通関諸費用)
	会場整備費	見本市・展示会等の出展に際し, 展示ブースの装飾工事(備品含む), 電気工事費として支払う経費
	資料作成費	研究会等を開催する場合の会議資料作成費として支払う経費 広告宣伝のための印刷物(カタログ, ポスター等), 映像作成等販売促進をPRするために支払う経費。
	資料購入費	図書, 参考文献, 資料等を購入するために支払う経費(合計10万円まで)
運搬費	見本市・展示会等の出展に際し, 出展品等の搬送のために支払う経費	

調査費	①自ら行うニーズ調査等に係る調査票作成費・通信費，データ等を購入するために支払う経費 ②特許権等の知的財産権の調査に要する経費
分析試験費	第三者機関（民間・公設試・大学等）に対して支払う分析試験，検査等の経費
車両借上料	見本市・展示会等の出展品の搬送及び来場者送迎のため借上げる車両のレンタル料として支払う経費
雑役務費	事業実施に際し，必要な業務・事務を補助するために臨時的に雇い入れた者（パート・アルバイト）の賃金及び交通費として支払う経費
委託・外注費	事業実施に際し，外部への委託に要する経費をいい，その委託内容（調査，加工，設計，デザイン，コンサルティング等）は専門性・効率性の観点から妥当と認められるものとする。 ※事業報告に際して，委託（外注）先の選定理由及び金額の妥当性を証する書類が必要
その他の経費	上記経費以外で，事業実施に際し，特に必要と認められる経費

- ① 助成対象経費は，交付決定後に発注し，助成対象期間中に支払いが完了するものに限られます。
- ② 会計は，助成事業単独で管理してください。
- ③ 助成金の支払いは，原則精算払いとし，助成事業終了後，実績報告書に基づいて額の確定後に行います，従って，助成金が支払われるまでの資金手当が必要となります。
- ④ 助成対象経費は，原則銀行振込によって行われるものに限りません。また，支払いをする際に，助成対象経費以外の経費との同一支払いはしないでください。やむを得ず他の経費と同一で支払いをしなければならない場合は，その明細が明確になるよう整理してください。
- ⑤ 事業報告の際の精算時に助成対象経費の明細と支払いに関する見積書・納品書・請求書及び支払いの事実を証する金融機関の振込金受取書を提出する必要があります。これらの書類が提出されない場合は助成対象経費とすることができません。

4 助成率

- (1) 事業化促進事業：助成対象経費の2／3以内
- (2) 市場化促進事業：助成対象経費の1／2以内

5 助成限度額

- (1) 事業化促進事業：300万円以内
- (2) 市場化促進事業：100万円以内

6 助成対象期間

交付決定のあった日～平成27年3月10日

7 助成事業の併用禁止

実質的に同一内容の事業（相当程度重なる場合を含む）について他の助成制度を利用する場合はこの助成事業を利用することはできません。

Ⅲ 採択の方法

評価委員会での評価に基づき決定します。評価は原則として、申請書類及び申請者によるプレゼンテーションにより行います。

なお、応募多数の場合は、申請書類により事前選考を行った上で、評価を行う場合があります。

評価委員会の日程（6月下旬を予定）及び採否結果については、別途書面で通知します。採否結果に関する問い合わせには応じられません。

また、採択された場合であっても、予算の都合により補助金を減額する場合があります。

なお、採択になった場合は、業種、企業名、所在地、代表者名、事業名（テーマ）、事業内容を公表することについて申請者の了解を得たものとして取扱います。

1 採択基準

事業計画書等に基づき、次に掲げる基準を総合的に勘案し、充足性の高いものから予算の範囲内で採択します。

(1) 事業性・実現可能性が高いこと

・ニーズがあるか、市場に魅力があるか、事業化への課題と解決策が明確で実現可能性が高いか。

(2) 新規性・独創性があること

・社会的に新しい取組みであるか、類似商品・サービスと比較し競争優位性があるか。

(3) 助成事業の実施が確実で事業内容の熟度が高いこと

・事業を実施する体制が構築されているか、事業計画の内容が明確か。

(4) 地域企業間の新たな連携・商取引の促進に繋がるなど地域産業への波及が期待できること

・地域中小企業への波及効果はあるか、地域イメージアップなど地域経済に有意義か。

2 採択後のスケジュール

助成事業年度（平成26年度）			助成事業終了後	
4月	6月	3月10日	4月	（10年間）
交付決定⇒助成事業着手 ⇒ ⇒ 助成事業終了			助成金額確定 助成金支払い	
【提出書類】	（必要により）			
●交付申請書	（●変更承認申請書）	●実績・評価報告書	●精算払請求書	●経営状況等報告

3 交付決定の取消し

決定条件の不履行，報告書等の提出を怠ったり，虚偽の申請等の不正事由や助成金の目的外使用，他の助成制度との併用等が発覚したときは，交付決定を取り消すことがあります。既に助成金の支払いが行われている場合は返還義務が生じます。

IV 助成事業者の義務

この助成金の交付決定を受けた場合は，次の事項を遵守していただきます。

- (1) 助成事業の内容を変更する場合は，事前に承認を受けること。
※事業内容の変更とは，各々の経費区分（謝金，旅費，事務費，委託費・外注費）において事業に要する経費総額の20%を超えて変更する場合をいいます。
- (2) 助成事業を中止又は廃止する場合は，事前に届出を行うこと。
- (3) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は，速やかに報告して指示を受けること。
- (4) 助成事業を完了したときは，その完了した日から30日以内又は当該会計年度の3月10日のいずれか早い日までに実績報告書（自己評価報告書を含む）を提出すること。
- (5) 助成事業に関する経理について，その事実を明確にした証拠書類を整理し，交付年度終了後5年間保存すること。
また，必要に応じて行う立ち入り検査に応じなければならない。
- (6) 交付年度終了後10年間は，助成事業の成果についての経営状況等の報告を行うこと。
- (7) 助成事業により取得した財産又は効用の増加した財産については，助成事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し，助成金交付の目的に従って運用を図ること。

V 申請の方法

1 受付期間

平成26年4月7日（月）～5月20日（火）（17：00までに必着のこと）

※ただし、土・日・祝日は除く。

2 提出書類

(1) 平成26年度 新事業創出チャレンジ企業支援事業助成金交付申請書

申請書の様式（A4縦）は、本財団のホームページからダウンロードが可能です。

<http://www.hiwave.or.jp/hikos/challenge/challtop.html>

(2) 申請書の電子媒体

メールによるファイル送信、フロッピーディスク、CD-Rのいずれでも結構です。

(3) 直近1期分の決算書（貸借対照表・損益計算書・販売費一般管理費内訳書・製造原価報告書）

※創業予定者の場合は不要

(4) 印鑑登録証明書

※中小企業者の場合は不要

(5) 所得証明書

※中小企業者の場合は不要

(6) パンフレット等（会社案内、商品カタログ、写真、図面等企業・事業概要・取扱製品等が分かるもの）

(7) 提出書類チェックシート

3 応募の方法

郵送・宅配又は直接持参してください。郵送・宅配の場合は、封筒の表に「チャレンジ助成金」と朱書きし、起業化・事業化支援担当へ提出してください。

4 提出先

公益財団法人 ひろしま産業振興機構 中小企業・ベンチャー総合支援センター
起業化・事業化支援担当 蔵田・橋本

〒730-0052 広島市中区千田町3-7-47 広島県情報プラザ1F

TEL 082(240)7701 FAX 082(249)3232

E-mail challenge@hiwave.or.jp URL <http://www.hiwave.or.jp/>

※ご相談・お問合せについては、お電話・メール等で担当までお願いいたします。